

○議長（堀内春美さん）

続いて通告 9 番 6 番 秋山仁君の一般質問を行います。

6 番 秋山仁君。

○ 6 番議員（秋山仁君）

秋山仁です。今日一般質問最後になりますけれども、端的な回答でお願いいたします。

入札制度改革について質問したいと思います。昨年 11 月、前町長の官製談合および収賄事件によって、町政への信頼は失われてしまいました。町は徹底した再発防止を講じるために、幹部職員による調査・研究を行い、また、4 月 10 日を第 1 回として、外部による第三者委員会の調査研究を設置したところです。それから、この 6 月 8 日までに合計 5 回委員会が開かれました。

こうした中、委員会の内容が新聞などのメディアによる報道のみの情報しか知ることができなく、やはりこれだけの大きい問題について第三者委員会の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えします。官製談合再発防止に係る第三者委員会の進捗状況につきましては、2 月 10 日に第 1 回目の第三者委員会を開き、事件の事実関係の実態把握や、現状の入札制度について説明をさせていただきました。

第 2 回目の 3 月 17 日には、本件の裁判が始まり、報道による裁判の冒頭陳述がありましたので、事実関係の再確認や、入札制度の課題や改善点について協議していただいたところであります。

本年 4 月以降は、4 月 6 日、5 月 19 日、6 月 9 日と 3 回の委員会を開催し、再発防止に係る様々なご意見・ご提言をいただきました。

こうしたことから、今後、ご意見・ご提言をまとめた、官製談合防止法違反事件に係る、再発防止についての答申書が、提出されるものと考えております。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○ 6 番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、この第三者委員会が最初から非公開だということだったのですけれども、なぜ非公開にしたのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。第三者委員会の会議は、当初より設

置条例の第6条で非公開としております。協議内容は、発表しないものとしております。これにつきましては、会議終了後、委員長がその都度取材対応し、内容の発信をしていただいたところでありますので、それをもって協議内容等の説明をしていただいたところでございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、2月10日第1回目に事件の実態把握、再発防止策を委員に説明した。また、3月17日第2回の委員会では、入札制度の現状の問題点はどこだったのか協議したとのことですが、こういったことはやはり、町民には特に説明すべき、先ほど言いましたけども、大きい問題だったですね。その辺はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

今回の問題につきましては、大変大きな問題と承知しているところでありますが、答申内容の議論をしていただく際の意見を活発にさせていただくという理由から、設置条例の中で非公開とさせていただいたところであります。今回までの5回の委員会をして、現在答申書の取りまとめの作業に入っているところでございますので、答申書が出てきた以後につきましては、町としての対策の方針などを判断し、町の皆さまには公表をしていくという予定でございますので、今後、答申書があった場合に公表させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ちょっと違うのではないかなと、思います。再質問ですけれども、町長は、就任当初の所信表明で、「対話と現場主義による協働のまちづくりといい、富士川町の主役はすべて町民であり、町民全員が参加できるまちづくりを目指し、取り組んでいく所存です。」また、「今富士川町は変わらなければならない。失われた政治への信頼を取り戻すために透明性のある行政運営改革を進めていく所存です。」と強く表明しました。だからこそ町民に説明すべきと思いますが、町長その辺いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに透明性ということ、これは非常に大事なことでございます。議員ご指摘のとおりでございます。一方で、事件が大きいほど、これは本当に答申書が出るまで秘匿という部分、本当に自由に議論してもらわなければいけない部分がある。また1回1回の議論が公表されることによって様々なバイアスがかかってしまう可能性もある。私も当初の委嘱式以来1度も委員と接触したことがないですから、答申書が出るまではこれは本当に、侃々諤々の本当に中立的な有識者の議論をしてほしいなという思いで条例にも公表しないということが制定されています。ですから、今後間もなく答申書が出てくる段階になってきております。この段階で、すべての議論が終わった段階でしっかりと私の公約のとおり、町民の皆さんに公表して、また議会の皆さんにもこうゆう答申が出てきましたよと投げかけて、みんなでいい町をつくっていく、その判断をしていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

あまり納得できないですけれども、（2）番に移りたいと思います。

現状の入札状況ですと、一般競争入札が年間で約1%、数件です。指名競争入札が99%、130件、随意契約が500件と承知しております。

平成13年の政令によりますと、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律によりますと、地方公共団体による発注の見通しに関する事項を公表しなければならないとあります。どのような方法で行われているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条に基づく発注見通しの公表方法につきましては、毎年度4月1日現在の発注見通しの情報を、山梨建設新聞や町のホームページに掲載するほか、管財課の窓口においても閲覧できることとしております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、ホームページ、業界の専門誌の建設新聞ですか、これにまた閲覧ができるということですが、これ以外の何か方法なんかを考えているわけですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

特段、関係法令等の指定が公の部分の指定ということで、ホームページないしは専門月刊誌の新聞等のものによることというような指定がありますので、現在法令に従って公表させていただいているところであります。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

入札の事務処理要領を見てみますと、一般入札ですと8条ですか。ここに、現場説明会を原則とし実施しないというようなこともあるわけですが、業界の経営も今、大変厳しいというのは聞いております。そういうことを考えてみると密接ということもあるのかもしれませんが、現場説明会というのも必要なと思われますがその点はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えしたいとおもいます。現場説明会については、現在、原則的に実施をしないということにさせていただいているところであります。これについては、昨今の官製談合とかの諸問題等により、国のほうの流れ的に業者の顔を合わせる機会を減らすというような理由から、そうなったと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

現場で業者が顔を合わせるのがうまくないということだというふうに理解しています。

（3）番になりますけれど、町長の考える入札制度改革とは、どのようなことか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。入札制度の改革の最近の流れでございますが、競争を通じて、より良い仕事をした事業者が、適切な評価・優遇を受けられる制度とすることとされ、コストの節減だけでなく、入札の過程や業務に対する、正当な評価を含めた情報の公表をすることとなっております。まさに

情報の透明化、公開これが重要だと考えております。

本町でも、この原則に則った制度改革が必要であるとは考えますが、地元企業の受注拡大と育成という部分にも取り組まなければならないと考えております。

今回の事件は、制度の改革よりも、長年の、悪しき慣例を続けた結果、見直し検証作業を行わなかったことが、事件の一端であると考ええるものであります。

こうしたことから、私が考える早期に取り組まなければならない、入札制度改革のポイントは、入札に携わるすべての者の、意識改革であります。ヒューマンエラーですからこれをなくすこと。高い倫理性を持ち続け、定期的な検証を行い、より良い制度とすることであると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

意識改革、倫理観の問題かなということなのではけれども、毎年入札ルールが正しく運用されているのか、やはり外部の専門家を入れて検証作業をすべきかと思われますけどいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。現在答申書の取りまとめの作業に入っている訳でございますが、その中で、議員さんからもそのような検討をするようにというような内容な議論をされているところでありますので、すべての答申書がまとまり次第、先ほど町長が答弁したとおり広く皆さんにご提示をさせていただいて、町としてどのような方針で再発防止に努めるかというようなことになろうかと思われますので、ただいまの事件ですと、する・しないという部分は答申書が出てから検討させていただくというような考えでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、町の中にも指名選考会議があったということの中で、形骸化していて、機能していなかったということかと思われますけれど、その点はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。その点につきましても、今般の答申書の内容の、議論には話が出ておりますので、その辺も含めて答申書の結果によって検討させていただくというようなことになろうかと思えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

改革の一環として、ルール of 制定とか変更。こういったものがあつたときには常に、町民に公開するといいますか、常に公開するというふうな考え方でいいかわかるのですけれども、一般に公開ということはいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに先ほど答弁したとおり、透明性、公開という部分が本当に重要なことであると思えます。複数の目また町民の目でチェックしてもらふ。そして、適正な入札制度をしっかりと遂行していくということ。それを永遠に向けできる限りの努力を続けていきたいなというふうに思っております。まずは、第三者委員会の答申書それを受けて、広く町民、または議会の皆さんにお示しいたしまして、繰り返しになりますが、ともに方向性を議論していきたいなというふうに思っているところでございます、以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

本町の中小企業及び小規模企業振興基本条例によりますと、町の理念に則り中小企業等の多様な経営規模および形態に配慮し、振興施策を総合的かつ計画的に推進する。要はこの地元の企業を育成というか、そういうこともしなければならぬ。これも町の条例の中で設けているということなのですから、例えば一般入札した場合であると、どこからの地区からも入札することができますか。うちの町の業者が入札できない。この辺のバランスというのですかね。その辺は町長どのようにお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在4月以降、制度を大幅に変えることなく、一般競争入札の適用範囲を拡大して、1000万円以上の工事につ

きましては、一般競争入札が原則というような形をとらせていただきます。これにつきましては、幹部職員が考えた入札制度等の改革報告書の中で取りまとめたもので、事務処理要領等の変更はなく実施ができるような形のものですが、本町で1年間に工事の入札を行う部分につきましては、先ほど議員さんの答弁で申し上げられた130件前後が、1年間の入札の案件であります。このうち1000万以上の工事を一般競争入札にした場合、約3割が一般競争入札となるというような形になりますので、残りの7割が指名競争入札を使って処理をしていくというような形になりますが、答弁書の中では、かなりもう少し厳しい内容の部分に触れられてもおりますので、その辺を含みまして、今後の入札制度のあり方については答申書が出てまいりましたら、広く町民の皆さまにお示ししながら、鋭意協議検討をして参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

答申書が出てから出てからということで終始したのかなと思われます。今後、再発防止はもとより、入札に関わる業務が健全に行われるようにし、失墜した町政信頼回復に努力し、公正な、明るい富士川町にすべきと思います。これを持ちまして、終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告7番 1番 秋山仁君の一般質問を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦勞様でした。

散会 午後3時30分